

# 令和6年度 事業計画

## I 基本方針

下水道は、水道や電気などと同様、日常生活に欠かせないライフラインであり、健康で快適な生活環境の向上、公共用水域の水質保全、廃棄物対策5原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）への取組により、流入する汚水に『もう一度、水に命を』与えることにより循環型社会の形成に資するなど、社会的要請に応える施設として重要な役割を担っています。

当社は、下水道法、水質汚濁防止法で定める排水基準より厳しい独自の管理基準を定め、木曾川右岸流域下水道施設の運営管理業務を行うほか、下水道に関する知識の普及・啓発、下水道技術者の養成並びに下水道技術の調査研究を行うことにより、岐阜県及び県内市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全を目的とする公益目的事業を遂行します。

## II 公益目的事業

当社は、基本方針の目的を達成するため、次の公益目的事業を実施します。

- 1 木曾川右岸流域下水道施設の運営管理業務
- 2 下水道の水質分析等業務
- 3 流域下水道施設の植栽等管理業務
- 4 下水道知識の普及及び啓発
- 5 下水道技術者の養成
- 6 下水道技術の調査研究

## III 事業計画

### 1 処理計画

- ・ 計 画 水 量：49,457千 $\text{m}^3$ /年（日平均135,499 $\text{m}^3$ 、対前年比100.2%）
- ・ 汚泥処理量：37,900t/年（日平均103.8t、対前年比99.7%）

### 2 公益目的事業の概要〔事業番号 公1〕

#### （1）木曾川右岸流域下水道施設の運営管理業務

施設管理計画（流入ポンプ施設・水処理施設・送風施設・ろ過施設・放流施設・汚泥処理施設の各種管理手順書等）による適確な運転管理により、環境汚染物質の削減や環境汚染発生の未然防止に努めるとともに、流入水又は処理水の異常並びに設備の故障や自然災害による緊急事態に備えた危機管理対策に万全の対応を行います。

なお、水処理施設の運転保守業務については、包括的民間委託方式による長期継続契約とし、受託者の技術力や創意工夫をさらに生かした運転管理を行います。

また、施設の老朽化などの現状を踏まえ、常に安定して施設を稼働し続けることができるよう、管理者である県とも連携を図りながら協働して施設の維持修繕などの対応をまいります。

① 水処理施設、汚泥処理施設の維持管理

- ・ 流入汚水の浄化、発生汚泥の処分
- ・ 水処理施設、汚泥処理施設の運転操作
- ・ 浄化センター内各施設・設備の保守点検とそれに伴う小規模な修繕工事

② 中継ポンプ場、管渠施設の維持管理

- ・ 中継ポンプ場（長森、岐南、川島、兼山）の運転、保守管理
- ・ 幹線管渠流量計（15箇所）の保守管理
- ・ 放流管渠放流口（5箇所）の保守管理

## （2）水質分析等業務

① 水質検査

下水道法及び水質汚濁防止法の規制にかかる排水基準の遵守状況、基準値より厳しい独自の管理基準の適合状況を確認するため、放流水の水質検査を行うとともに、水処理施設の維持管理に必要な各種機能検査を行います。

検査項目：pH、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、有害物質等

② 汚泥検査

水処理施設の維持管理に必要な活性汚泥の機能に関する検査を行うとともに、廃棄物処理法に基づく下水汚泥の溶出検査並びに成分検査を行います。

検査項目：pH、溶存酸素、MLSS（活性汚泥浮遊物質）、有害物質等

## （3）植栽等管理業務

県民の健康で快適な生活環境の向上及び公共用水域の水質保全等の社会的要請に応える下水道施設を、より多くの人に理解いただくために、緑化促進及び保全を行い、快適な公園機能を維持します。

- ・浄化センター及び場外ポンプ場施設の植栽管理
- ・芝生広場、運動施設（野球場、サッカー場等）の維持管理
- ・花壇・バラ園の維持管理、モニュメント池等の親水広場の維持管理

#### （４）下水道知識の普及・啓発

下水道に関する県民の理解を深め、下水道のイメージアップを図るため、次の普及・啓発事業を実施します。また、流域市町をはじめ、より多くの方に参加いただけるよう引き続き広報活動にも力を入れていきます。

- ①浄化センター施設見学者の受け入れ （年間随時）  
下水道の現状や役割、下水処理の仕組みなどについてパンフレット、DVD、パネル等による説明を行い、下水道処理施設を案内します。
- ②木曾川への稚鮎の放流 （５月）  
下水道のイメージアップを図り、水質の浄化及び保全の役割を広く理解していただくため、地元漁業協同組合の協力のもと、保育園児による稚鮎の放流を実施します。
- ③ホテル観賞会 （６月）  
下水道処理水の安全性並びに下水道施設への理解を深めていただくため、下水道処理水を利用してホテルの育成を行い、観賞会を実施します。
- ④夏休み下水道親子見学会 （７月～８月）  
夏休み期間中、親子で下水道について理解を深めていただくため、小学生を対象とした見学会を実施します。
- ⑤モニュメント池でのマスのつかみどり （９月）  
下水道の日（９月１０日）の関連行事として、下水道施設への理解を深めていただくため、保育園児によるマスのつかみどりイベントを実施します。
- ⑥バラの育成講習会、バラの配布会 （９月・１２月）  
下水道の日（９月１０日）の関連行事として、下水道施設への理解を深めていただくため、下水道処理水を利用して栽培する「バラ園」を活用し、「バラの育成講習会」及び「バラの配布会」を実施します。

#### **(5) 下水道技術者の養成**

県及び市町村職員の下水道技術の向上を支援することを目的に、県と共催で「下水道場」を開催し、下水道関係職員の技術の向上並びに資質の向上に貢献します。

また、日本下水道事業団や日本下水道協会等が開催する下水道維持管理技術研修会等に職員を積極的に参加させ、職員の技術向上並びに資質向上を図ることにより、適確な下水道施設の管理に役立てていきます。

#### **(6) 下水道技術の調査研究**

施設の効率的な運転や環境への配慮を行うため、公社職員による調査研究を行い、環境負荷の低減や適正な運転管理に役立てていきます。

# 収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当年度予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②=③	増減率③/②
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	—
基本財産受取利息	0	0	0	—
特定資産運用益	0	0	0	—
特定資産受取利息	0	0	0	—
事業収益	2,933,831	2,903,368	30,463	1.0%
県受託事業収益	2,933,831	2,903,368	30,463	1.0%
雑収益	300	300	0	0.0%
雑収益	300	300	0	0.0%
経常収益計	2,934,131	2,903,668	30,463	1.0%
(2) 経常費用				
事業費	2,883,428	2,859,349	24,079	0.8%
役員報酬	1,102	1,095	7	0.6%
役員手当	174	173	1	0.6%
職員給料	34,130	33,367	763	2.3%
職員手当	18,376	16,624	1,752	10.5%
賞与引当金繰入額	4,740	4,423	317	7.2%
退職給付費用	35	36	△ 1	△ 2.8%
会計年度任用職員報酬	645	632	13	2.1%
共済費	8,334	7,908	426	5.4%
報償費	22	180	△ 158	△ 87.8%
旅費	585	595	△ 10	△ 1.7%
消耗品費	103,697	97,906	5,791	5.9%
燃料費	2,990	3,059	△ 69	△ 2.3%
印刷製本費	253	253	0	0.0%
光熱水費	480,829	626,441	△ 145,612	△ 23.2%
修繕費	113,091	73,091	40,000	54.7%
手数料	1,965	1,467	498	33.9%
保険料	87	87	0	0.0%
委託料	1,144,935	1,030,456	114,479	11.1%
汚泥処分費	959,824	954,187	5,637	0.6%
使用料及び賃借料	84	84	0	0.0%
負担金	459	555	△ 96	△ 17.3%
租税公課	7,071	6,730	341	5.1%

# 収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当年度予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②=③	増減率③/②
管 理 費	50,703	44,319	6,384	14.4%
役 員 報 酬	10,154	10,092	62	0.6%
役 員 手 当	1,561	1,562	△ 1	△ 0.1%
職 員 給 料	8,006	7,827	179	2.3%
職 員 手 当	4,310	3,899	411	10.5%
賞与引当金繰入額	1,834	1,736	98	5.6%
退職給付費用	671	679	△ 8	△ 1.2%
会計年度任用職員報酬	2,583	2,528	55	2.2%
共 済 費	5,086	4,827	259	5.4%
報 償 費	20	20	0	0.0%
旅 費	339	341	△ 2	△ 0.6%
消 耗 品 費	3,386	2,374	1,012	42.6%
燃 料 費	189	178	11	6.2%
対 外 交 流 費	20	20	0	0.0%
会 議 費	14	14	0	0.0%
印 刷 製 本 費	483	483	0	0.0%
光 熱 水 費	3,876	0	3,876	—
修 繕 費	517	352	165	46.9%
通 信 運 搬 費	689	650	39	6.0%
手 数 料	916	847	69	8.1%
保 険 料	409	410	△ 1	△ 0.2%
委 託 料	428	428	0	0.0%
使用料及び賃借料	453	493	△ 40	△ 8.1%
負 担 金	343	351	△ 8	△ 2.3%
租 税 公 課	4,416	4,208	208	4.9%
経常費用計	2,934,131	2,903,668	30,463	1.0%
当期経常増減額	0	0	0	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	—
当期経常外増減額	0	0	0	—
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—
一般正味財産期首残高	0	0	0	—
一般正味財産期末残高	0	0	0	—
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	—
当期指定正味財産増減額	0	0	0	—
指定正味財産期首残高	40,000	40,000	0	0.0%
指定正味財産期末残高	40,000	40,000	0	0.0%
III 正味財産期末残高	40,000	40,000	0	0.0%

(注) 1 借入金限度額 5,000千円  
2 債務負担額 0千円